

第1章

組織再編とその前後のグループ間取引を否認 行為計算否認規定をめぐる 最新2事件と過去の2事件

【この章のエッセンス】

●近時、組織再編に係る行為計算否認規定が適用された事件（TPR事件）、組織再編に関連して同社の行為計算否認規定が適用された事件（ユニバーサルミュージック事件）について第二審判決が下された。

●TPR事件はヤフー事件と、また、ユニバーサルミュージック事件は日本IBM事件と関連しており、ヤフー事件および日本IBM事件を参考にしつつ両事件を分析することが有意義である。

●組織再編および組織再編に関連したグループ内取引は税務調査の主要なポイントになっているため、納税者としては十分に注意する必要がある。

はじめに

今般、組織再編および組織再編に関連したグループ内取引について、TPR事件（東京地裁令和元年6月27日（東京地方裁判所民事第2部））およびユニバーサルミュージック事件（東京地裁令和元年6月27日（東京地方裁判所民事第51部））の第一審判決が下された。同日に組織再編に関連した2つの判断が下されたこともあって、税務関係者の耳目を集めている。

いずれも第一審の裁判例であり、控訴されているため、控訴審、上告審でどのように判断されるかわからない。納税者としては、組織再編と組織再編に関連した取引については課税されるリスクが高まっていることを認識し、今後どのような判断が

なされるかを注目しておく必要がある。また、日本IBM事件を受けて税制改正がなされたように、税務訴訟の判決によつて税制改正がなされることもあるため、組織再編税制などに関する税制改正の動向にも注意が必要である。

TPR事件

(1) TPR事件

TPR事件は、特定資本関係が形成されてから5年超経過して行われた適格合併により被合併法人の繰越欠損金を引き継いだ案件について組織再編に係る行為計算否認規定（法132の2）を適用した課税処分に対する裁判例である。第2章において詳述する。

(2) ヤフー事件

組織再編に係る行為計算否認規定が適用された事実としてはヤフー事件（最判平成28年2月29日⁽¹⁾）がある。ヤフー事件では、みなし共同事業要件のうち特定役員引継要件を充足した繰越欠損金の引継ぎが否認されたものである。TPR事件では、ヤフー事件とは別の繰越欠損金の引継要件である特定資本関係5年超要件を充足した繰越欠損金の引継ぎに対して法人税法132条の2が適用されたものであり、法人税法132条の2の適用範囲について問題となった。

ヤフー事件では、みなし共同事業要件のうち特定役員引継要件（法57③、法令112⑤⑦（いずれも当時））を充足したとして被合併法人の未処理欠損金額を合併法人の欠損金額とみなして損金の額に算入したところ、税務当局が法人税法132条の2を適用し、未処理欠損金額を合併法人の欠損金額とみなすことを認めなかった。

最判平成28年2月29日は、法人税法132条の2にいう『法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる』とは、法人の行為又は計算が組織再編税制（略）に係る各規定を